

麴町任意組合

相続税評価額について

以下の表は、事業全体としてのものです。数字は概算ですので予めご了承ください。

＜ 相 続 税 評 価 額 （令和5年度） ＞					
	土地	建物	現金※1 (預り金)	合計	1口当り
出資金(売買代金)① ※2	22億5,020万円	5億6,980万円	8,000万円	29億円	1,000万円
相続税評価額※3	8億4,188万円	1億4,908万円	8,000万円	10億7,096万円	369万円
小規模宅地等特例 適用後の評価額②※4	4億2,094万円	1億4,908万円	8,000万円	6億5,002万円	224万円
差額 ①－②	18億2,926万円	4億2,072万円	-	22億4,998万円	776万円
(差額割合)	(約81.3%)	(約73.8%)	-	(約77.6%)	

※1. 現金は工事の進捗具合により変動する可能性があります。

※2. 出資金(売買代金)のうち建物価格には消費税が含まれています。

※3. 土地は令和5年路線価、建物は令和5年度固定資産税評価額を参考に計算しております。

※4. 評価額②は、本物件に小規模宅地等の特例を適用した場合の評価額です。

(貸付事業用宅地等に該当するものとして、50%の評価減を行っています。なお、貸付事業の規模、事業供用時期、
限度面積要件は考慮しておりません。)